

公益社団法人沖縄県看護協会
監事の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第105条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第31条の規定に基づき、公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）の監事の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において監事とは、総会の決議によって選任されたものをいう。

2 監事とは、本会の業務運営に精通した会員である者2名以内、会計制度又は関係法令に精通した会員以外である者1名とする。

(報酬)

第3条 監事が本会のために勤務し、又は会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 監事が監査を行ったときは、報酬として別表第1に定める日額を支給する。

3 監事が会議に出席したときは、報酬として別表第2に定める日額を支給する。

(報酬の決定基準)

第4条 監事報酬は、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(費用弁償)

第5条 監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。（別表第2関係改正）

附 則

この規程は、令和5年6月17日の総会承認の日から施行する。（第2条、別表第1、第2関係改正）

別表第1 (第3条第2項関係)

監事の種類	業務の態様	報酬の種類	報酬の額 (円)
会員である監事 (2名)	監査の実施	日額	13,000円
会員以外の監事 (1名)		日額	15,000円

別表第2 (第3条第3項関係)

監事の種類	会議名	報酬の種類	報酬の額 (円)
会員である監事 (2名)	総会 理事会	日額	5,000円
	合同会議	日額	2,000円
会員以外の監事 (1名)	総会 理事会 合同会議	日額	15,000円